第 6654 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刼・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 4月 2日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 青色申告

Ｑ：青色申告には特典があるそうですが、どのような特典ですか？

Ａ：次のような特典があります。

【解説】

青色申告は、事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる人で、正規の簿記の原則により記帳している人に認められる制度で、適用を受けるには申請書の提出が必要です。

主な特典には、次のようなものがあります。

【青色申告特別控除】

青色申告特別控除は、記帳方法によって次の２つがあります。

①65万円の控除

不動産所得又は事業所得を営む者（現金主義を選択している者は除く）で正規の簿記の原則にしたがって記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付した場合には最高65万円（e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の場合）の所得控除が認められます。

②10万円の控除

上記以外の者については、最高10万円の所得控除が認められます。

【青色事業専従者控除】

事業をしている者と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専従している者に支払った適正な給与については必要経費になります。

【純損失の繰越し・繰戻し】

損失は、翌年以後３年間繰り越したり、又は繰り戻して還付を受けることができます。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】